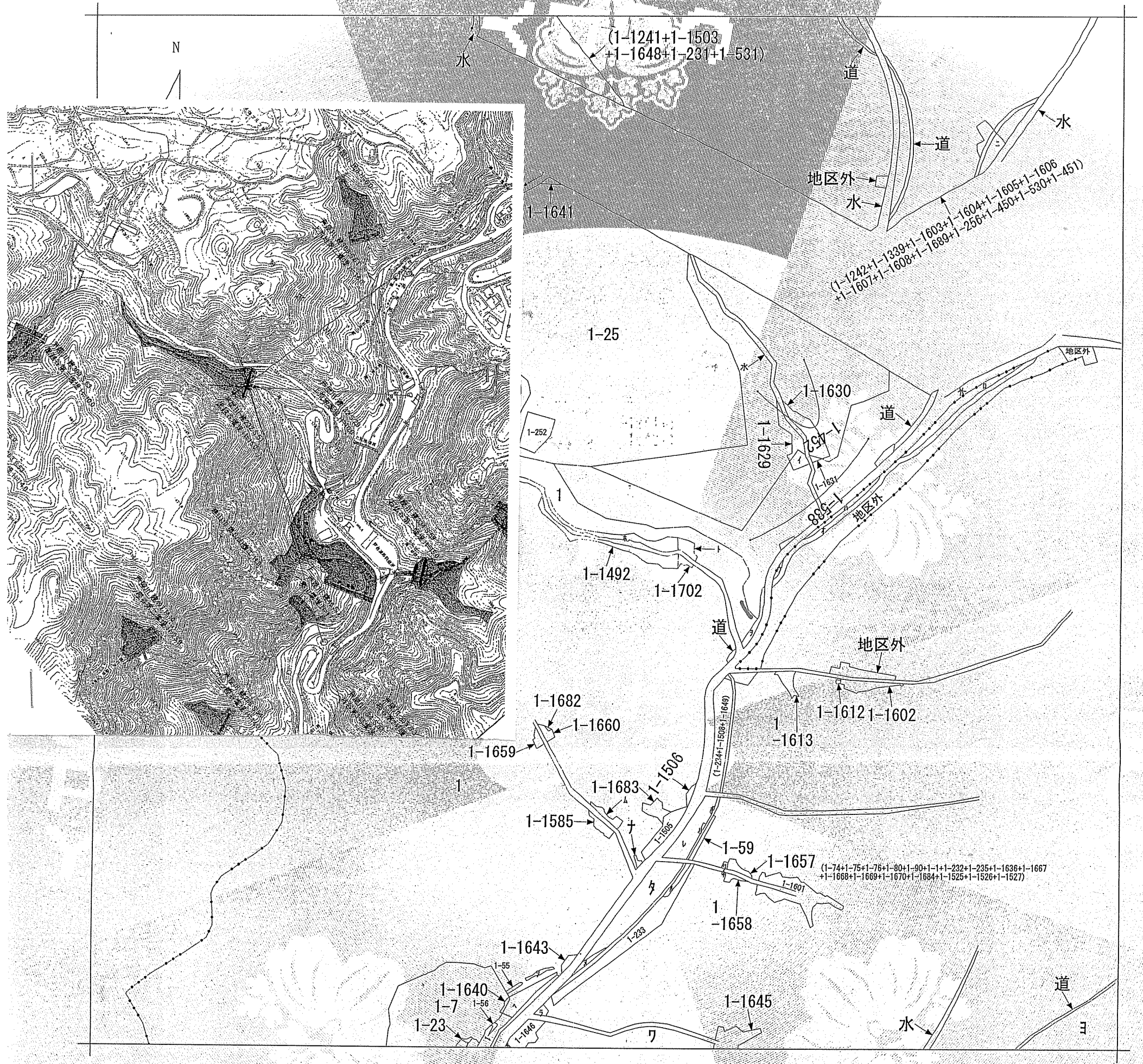


イ 1-1632 ホ 1-1493 リ 1-61 ヲ (1-74+1-75) 5+1-1636+1 684+1-1525 +1-76+1-80 -1667+1-16 +1-1526+1 1-80+1-90+
 ロ 地区外 ヘ 1-1642 ヌ 1-62 +1-76+1-80 -1667+1-16 +1-1526+1 +1-90+1-1+ 68+1-1669+ 1527) 1-232+1-23 1-80+1-90+
 ハ 地区外 ト 1-1701- ル 1-63 +1-90+1-1+ 68+1-1669+ 1527) 1-232+1-23 1-1670+1-1 1-1670+1-1 1-1670+1-1 1-232+1-23
 ニ 地区外 チ 1-60 ヲ 道 1-232+1-23 1-1670+1-1 (1-74+1-75) 5+1-1636+1 684+1-1525 1-75+1-76+ つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	芦屋市奥山			地番	1番1492	
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成21年3月17日

神戸地方法務局東神戸出張所

登記官

吉村登美子



申請番号： 2
(1/2)

登記事項要約書 土地

1	表題部	芦屋市奥山				
		1番	保安林	<u>156818</u>		
				<u>144175</u>	③1番、1番1543に分筆	昭和52年7月26日
				<u>141862</u>	③1番、1番1584、1番1585に分筆	昭和54年11月6日
				<u>134932</u>	③1番、1番1618、1番1619に分筆	昭和58年10月18日
				<u>134902</u>	③1番、1番1628に分筆	昭和60年7月23日
				<u>133863</u>	③1番、1番1642、1番1643に分筆	昭和62年9月22日
				<u>131444</u>	③1番、1番1644に分筆	昭和62年9月22日
				<u>128679</u>	③1番、1番1659、1番1660に分筆	平成5年2月26日
				<u>126125</u>	③1番、1番1661に分筆	平成5年2月26日
				<u>124580</u>	③1番、1番1676に分筆	平成8年10月8日
				<u>124078</u>	③1番、1番1680、1番1681に分筆	平成9年8月8日
				<u>123919</u>	③1番、1番1682に分筆	平成10年3月20日
				<u>121880</u>	③1番、1番1683に分筆	平成10年3月20日
				<u>120602</u>	③1番、1番1688に分筆	平成11年3月3日
			<u>116486</u>	③1番、1番1690ないし1番1698に分筆	平成13年5月29日	
			<u>114866</u>	③1番、1番1701、1番1702に分筆	平成19年11月13日	
	権利部 所有権	持分2分の1 芦屋市打出芦屋財産区				昭和33年9月1日 第5446号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登記事項要約書 土地

権利部 所有権	持分2分の1 芦屋市打出芦屋財産区			昭和33年9月1日 第5446号
権利部 乙区	1	地役権設定	平成13年4月2日 第8526号	目的 電線路(電線の支持物を除く)を設置(張替、増強等を含む)し、その保守運営のために、この土地に立入り、またはこの土地を通行もしくは使用の認容並びに建造物の築造、爆発性、引火性を有する危険物の製造取扱い及び貯蔵、電線路に支障となる工作物の設置、立竹木の生育、その他等電線路に支障となる一切の行為の禁止 要役地 神戸市灘区土山町1番1
	付記1号	1番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地11558・09㎡ 地役権図面第16号 平成13年5月29日付記
	付記2号	分割後の1番1690ないし1番1698の土地につき1番地役権不存在		平成13年5月29日付記
	付記3号	1番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地11558・09㎡ 地役権図面第6号 平成19年11月13日付記
	付記4号	分割後の1番1701、1番1702の土地につき1番地役権不存在		平成19年11月13日付記
	2	地役権設定	平成13年4月2日 第8527号	目的 電線の支持物を除く電線路を設置(張替、増強等を含む)すること及びその保守運営のために土地立入りまたは通行もしくは使用の認容ならびに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3・75mを控除した高さを超える建造物、工作物の築造及び爆発性引火性を有する危険物の製造取扱い貯蔵立竹木の生育等電線路に支障となる一切の行為の禁止 要役地 宝塚市中野町62番
	付記1号	2番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地5488・25㎡ 地役権図面第17号 平成13年5月29日付記
	付記2号	分割後の1番1690ないし1番1698の土地につき2番地役権不存在		平成13年5月29日付記
	付記3号	2番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地5488・25㎡

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 P27519

2/4

登記事項要約書 土地

2	権利部 乙区	付記4号			地役権図面第7号 平成19年11月13日付記	
			分割後の1番1701、1番1702の土地につき2番地役権 不存在		平成19年11月13日付記	
			3	地役権設定	平成13年4月2日 第8528号	目的 電線の支持物を除く電線路を設置(張替、増強等を含む)すること及びその保守運営のために土地立入りまたは通行もしくは使用の認容ならびに当該電線路の最下垂時における電線の高さから3・75mを控除した高さを超える建造物、工作物の築造及び爆発性引火性を有する危険物の製造取扱い貯蔵立竹木の生育等電線路に支障となる一切の行為の禁止 要役地 西宮市丸橋町22番2
			付記1号	3番地役権更正	平成13年5月24日 第12725号	範囲 送電線路線下両保安線間の土地4417・58㎡ 地役権図面第15号
			付記1号 の付記1号	3番付記1号登記更正		原因 錯誤 平成13年5月28日受付 第12872-1号 職権更正
			付記2号	3番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地4417・58㎡ 地役権図面第18号 平成13年5月29日付記
			付記3号	分割後の1番1690ないし1番1698の土地につき3番地役権 不存在		平成13年5月29日付記
			付記4号	3番地役権変更		範囲 送電線路線下両保安線間の土地4417・58㎡ 地役権図面第8号 平成19年11月13日付記
			付記5号	分割後の1番1701、1番1702の土地につき3番地役権 不存在		平成19年11月13日付記
2	表題部	芦屋市奥山				
		1番1492	保安林	2076	1番から分筆	昭和50年12月12日
				2076	③錯誤	平成5年4月27日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登記事項要約書 土地

	権利部 所有権	建設省				昭和50年12月11日 第30791号
3	表題部	芦屋市奥山				
		1番1493	保安林	<u>22</u> <u>83</u>	1番から分筆	昭和50年12月12日
			2283	③錯誤	平成5年4月27日	
	権利部 所有権	建設省				昭和50年12月11日 第30791号
4	表題部	芦屋市奥山				
		1番1701	保安林	1032	1番から分筆	平成19年11月13日
	権利部 所有権	国土交通省				平成19年11月14日 第20672号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。